

2017. 6（改訂）

選挙のポイント

～18歳選挙権の豆知識～

喜多方市選挙管理委員会

目 次

18 歳からの選挙権

I 基礎編（知っておきたいこと）

1 選挙権には歴史があります。	3
2 「選挙権」とは何か。	4
3 選挙は、「民主主義」の基本です。	4
4 「権利」と「義務」	5
5 選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていなければ投票 できません。	5
6 新有権者の選挙人名簿への登録方法	6
7 選挙人名簿へ登録される時はいつか。	6
8 選挙人名簿から抹消される時はいつか。	6
9 選挙の種類にはどういうものがあるか。	7
10 その他の選挙	8
11 選挙を行うのはどのようなときか。	9
12 任期は違うか。	9
13 選挙期日と公示日又は告示日はどのように決まるか。	10
14 選挙の管理はどこで行うか。	11
15 立会人とは何か。	11

II 実践編（投票するときの大切なこと）

1 選挙の時、入場券が届いたがどうすればよいか。	12
2 どの投票所へ行けばよいか。	12
3 投票のできる時間はいつか。	12
4 投票所に行ったらどうすればよいか。	13
5 投票用紙に記載できない人はどうすればよいか。	14
6 投票日当日、用事がある人の投票	14
7 「期日前投票」とは何か。	14
8 「不在者投票」とは何か。	15
9 外国に住んでいる場合はどうするか。	15
10 開票はどのようにして行うか。	15
11 投票の効力とは、具体的にどのようなものか。	16
12 無効投票の例外があります。	17
13 当選人はどのように決定するか。	17

Ⅲ 実践編（選挙に出るとき大切なこと）

1	選挙に立候補するにはどうしたらよいか。	18
2	立候補届出のできる期間はいつか。	18
3	立候補届出の時に必要な書類はどのようなものか。	18
4	立候補届出の手続きはどうすればよいか。	20
5	「選挙運動」は自由にできるか。	20
6	選挙運動はだれでもできるか。	21
7	選挙運動はいつでもできるか。	21
8	選挙運動にはどのような方法があるか。	22
9	インターネット等による選挙運動はできるか。	24
10	選挙運動のとき、食べ物・飲み物は提供できるか。	25
11	選挙運動では、お金をいくらでも使えるか。	25
12	「寄附」をすることは禁止されています。	25

Ⅳ 参考編（絶対にしてはならないこと）

1	選挙違反は犯罪になります。	26
2	選挙犯罪の主なものはどのようなものか。	26

Ⅴ おわりに

18 歳からの選挙権

公職選挙法の改正^(※1)により、平成 28 年 6 月 19 日以降行われる国の選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、18 歳以上の方が投票できるようになりました。この投票できる年齢が変わったのは、昭和 20 年以来 70 年ぶりの歴史的な改正です。

選挙権年齢の引き下げの意義については様々あるようですが、日本の将来を背負う若い世代の意見を、より一層政治に反映させることがねらいでもあるようです。

家庭や地域などにおいても、政治や選挙についての話題を大いに取り上げ、自身の考えを深めながら「選挙権」という権利を行使しましょう。

I 基礎編（知っておきたいこと）

1 選挙権には歴史があります。

先人たちの偉大な努力によって獲得した成果であり、苦労と困難を乗り越え、政治に参加したいとする運動を繰り返して勝ち取った、極めて貴重な権利なのです。

- 明治 22 年（1889 年） 大日本帝国憲法が公布されたことに伴い、衆議院議員選挙法が制定される。満 25 歳以上の男子で高額税金を納める者に制限されていた。（国民参政・全人口の約 1%）
- 大正 14 年（1925 年） 衆議院議員選挙法が改正される。満 25 歳以上の男子に限られていた。（納税要件廃止・男子普通選挙）
- 昭和 20 年（1945 年） 衆議院議員選挙法が改正される。満 20 歳以上の男女に認められた。（性別要件廃止・女性参政）
- 昭和 25 年（1950 年） 個別に定めていた選挙に関する法律を一本化した公職選挙法が制定された。
- 平成 25 年（2013 年） 公職選挙法が改正される。成年被後見人の選挙権・被選挙権が回復された。
- 平成 27 年（2015 年） 公職選挙法が改正される。満 18 歳以上に引き下げられた。

※1 公職選挙法等の一部を改正する法律が、平成 27 年 6 月 19 日に公布され、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢を、年齢満 20 年以上から年齢満 18 年以上に改められた。

2 「選挙権」とは何か。

わたしたちの代表である国会議員（衆議院・参議院）、都道府県の知事や議会議員、市区町村の長や議会議員を投票により選ぶこと（選挙）ができる権利です。

ただし、選挙の種類によって条件が違ってくることを覚えておいてください。

選挙権の条件

- | | |
|-----------------|--|
| 衆議院議員・参議院議員の選挙 | ① 日本国民で満 18 歳以上の者 |
| 都道府県の知事・議会議員の選挙 | ① 日本国民で満 18 歳以上の者 |
| | ② 3 か月以上一の市区町村に住所のあった者で引き続きその都道府県内の市区町村に住所のある者（※2） |
| 市区町村の長・議会議員の選挙 | ① 日本国民で満 18 歳以上の者 |
| | ② 引き続き 3 か月以上その市区町村に住所のある者 |

3 選挙は、「民主主義」の基本です。

自分たちが暮らしている地域のあり方を考え、それを間接民主制により政治に反映させる手段が選挙なのです。

『わたし一人が投票しても、何も変わりません。』と思っている方も多いと聞きます。しかし、同じような考え方がたくさん集まれば政治への影響が強くなるのです。

それらの意見などを、議会制民主主義のなかで積極的に議論していただくためにも、選挙を通じた政治参加が重要になるのではないのでしょうか。

選挙は、私たちの意見を政治に反映する大切な機会ですので、有権者^{（※3）}として貴重な権利を行使し、民主社会の健全な発展に期待するものです。

※2 一の市区町村に 3 ヶ月以上住所を有し、引き続き同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合（3 ヶ月未満の居住）も含まれる。

※3 ここでは、選挙により政治に参加できる権利を持った者を「有権者」という。

4 「権利」と「義務」

私たちの代表を選挙で選ぶことのできる「選挙権」と、選挙に立候補して代表になることができる「被選挙権」が権利として与えられますが、同時に、選ばれた方々が私たちの意見を議論し、合意決定されたことに対しては従うという義務が生じます。

誰かに任せるのではなく、自分の考えで政治に参加する責務もあります。

被選挙権の条件

衆議院議員	① 日本国民で満 25 歳以上の者
参議院議員	① 日本国民で満 30 歳以上の者
都道府県知事	① 日本国民で満 30 歳以上の者
都道府県議会議員	① 日本国民で満 25 歳以上の者 ② その都道府県議会議員の選挙権を持っている者
市区町村長	① 日本国民で満 25 歳以上の者
市区町村議会議員	① 日本国民で満 25 歳以上の者 ② その市区町村議会議員の選挙権を持っている者

5 選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていなければ投票ができません。

喜多方市に住所を持つ年齢満 18 歳以上の日本国民で、住民票が作成された日（他の市区町村から転入された方は転入届をした日）から引き続き 3 か月以上、喜多方市の住民基本台帳に記録されている人が喜多方市の選挙人名簿に登録されます。

なお、転出者は、転出予定日から 4 か月経過した時点で抹消されます。

選挙人名簿に登録されるための年齢計算は、生まれた年の翌年から起算し、18 年目の誕生日の前日の午前 0 時で満 18 年となる。

また、住所期間計算は、転入日の翌日を第 1 日として起算し、3 か月目の応当日の前日で 3 か月となる。

したがって、登録される者は基準日（※5 及び※6 参照）現在でそれらの要件を満たしている者が登録されるが、選挙が行われる際の年齢要件については、投票日が基準となる。

【具体的例】平成 29 年 9 月 10 日に選挙が行われる場合、その日の時点で満 18 歳以上となるのは平成 11 年 9 月 11 日生まれまでの人であり、その選挙の投票ができる。

6 新有権者の選挙人名簿への登録方法

新有権者を登録する際には、実態調査を行っております。

住民登録がされていても、喜多方市に居住しているかどうかを調査し、3か月以上生活の本拠地としている旨の回答をいただいたときに登録される資格^(※4)があることになります。

新有権者としての実態調査は、満18歳となる直前、全員を対象に世帯主等に対し照会し、回答を得たうえで登録する（実際に住んでいないと回答した場合は登録されない。）。また、過去において喜多方市に居住していないため登録されなかった人には、毎年1回の追跡調査を行っている。

* 喜多方市で生活することとなった時には、忘れずに「居住届」を選挙管理委員会へ提出し登録手続きを行ってください。提出後3か月経過後又は居住のあった日から3ヶ月経過後のどちらか早い日の次の登録日に登録されます。

7 選挙人名簿へ登録される時はいつか。

選挙人名簿への登録時期は決まっており、毎年3月、6月、9月、12月が登録月で、その月の1日に登録^(※5)をしています。

また、それ以外に選挙が行われる場合にも、その選挙の都度登録^(※6)をしています。

ざいがい 在外選挙人名簿

日本国民が海外に住んでいる場合、在外選挙人名簿に登録すれば国政選挙については海外からも投票ができる。

8 選挙人名簿から抹消される時はいつか。

選挙人名簿からの抹消は、次の時に随時抹消されます。

- (1) 死亡した時・・・ただちに
- (2) 日本国籍を失ったとき・・・ただちに
- (3) 転出した時・・・転出日から4か月経過したとき
- (4) 登録の誤り・・・ただちに

※4 住民登録されて3か月以上あっても、学生のように住所を置いたまま寮や下宿などのため、住所地が生活の本拠地となっていない場合は登録されない。

※5 毎年定期的に3月、6月、9月、12月の1日を基準日とし、その日に登録することを「定時登録」という。

※6 選挙の公示日又は告示日の前日を基準日とし、同日登録することを「選挙時登録」という。

9 選挙の種類にはどういうものがあるか。

選挙には、大きく分けて国政選挙と地方選挙があります。

国政選挙は、衆議院や参議院の国会議員を選ぶための選挙で、地方選挙は、都道府県知事や市区町村長を選ぶための選挙と、都道府県や市区町村の議会の議員を選ぶための選挙とがあります。

国政選挙

総選挙 任期満了や解散で、衆議院議員の定数^(※7) 全員を選ぶための選挙を「総選挙」という。

小選挙区選挙と比例代表選挙が同日選挙で行われる。

通常選挙 任期満了で、参議院議員の定数^(※8) の半数を選ぶための選挙^(※9) を「通常選挙」という。

選挙区選挙と比例代表選挙が同日選挙で行われる。

地方選挙

長の選挙 任期満了、住民の直接請求(リコール)による解職、不信任議決による失職、死亡、退職、被選挙権喪失による失職などで、都道府県知事や市区町村長を選ぶための選挙をいう。

一般選挙 任期満了や議会の解散などで、都道府県や市区町村の議会の議員の定数全員を選ぶための選挙を「一般選挙」という。

また、一般の選挙と特別の選挙にも分けられます。

上記の説明のように、任期満了や解散などで定数全員を選ぶ選挙を一般の選挙といい、再選挙や補欠選挙などを特別の選挙といいます。

なお、地方選挙の中で、長の選挙や議会議員の選挙について、全国的に期日を統一して行うものもあります。これを「統一地方選挙」と呼んでおり、一定期間^(※10) に任期満了となるものを、制定される法律により統一された日程で選挙が行われます。

現在、喜多方市においては、市議会議員の選挙がこの統一地方選挙として行っています。

※7 衆議院の小選挙区選挙の定数は 295 人、比例代表選挙の定数は 180 人である。

※8 参議院の選挙区選挙の定数は 146 人、比例代表選挙の定数は 96 人である。

※9 参議院には解散がなく、6年の任期で満了となるが、議員の半数が3年ごとに改選されるため、参議院議員の選挙は3年に1回行われる。

※10 通常は、該当年(うるう年の前の年)の3月1日から5月31日までに任期満了となるものを定めている。

再選挙

定数に対し、必要な数だけの当選人がいなかった場合や選挙のやり直しのために、再度行われる選挙をいう。

補欠選挙

選挙が行われ当選人が決定し、議員となった後に死亡や退職などにより定員が不足する場合に、それを補うために行われる選挙をいう。

増員選挙

議員の任期中に、議員の定数を増やして行われる議会議員の選挙で、特別な場合として認められる選挙です。市町村合併などの場合に行われますが、合併の形態などでも選挙の方法が異なります。

10 その他の選挙

9に掲げた選挙のほか、公職選挙法以外の法律に基づき次のような選挙もあります。

(1) 土地改良区の総代の選挙（土地改良法）

該当する土地改良区の組合員として、選挙の都度調製された土地改良区総代選挙人名簿に登録された有権者^(※11)が、当該土地改良区の総代を選ぶための選挙で、任期は4年です。

(2) 最高裁判所裁判官国民審査（最高裁判所裁判官国民審査法）

衆議院議員の選挙権がある人が、その審査権を有するもので、衆議院議員総選挙と同日^(※12)に行う審査です。

選挙と違い裁判官の審査となりますが、方法は同じ投票となります。

＊ 農業委員会委員の選挙はなくなりました。^(※13)

※11 土地改良区総代の選挙権は、組合員であれば国籍を問わず、また、未成年者や法人であっても認められる。

※12 衆院選と国民審査の期日前投票のできる期間が、原則、同じとなりました。

※13 平成27年9月4日公布された「農業協同組合法等の一部を改正する法律」により、委員の公選制が廃止され、平成28年4月1日から市町村長の選任制となる。

11 選挙を行うのはどのようなときか。

選挙事由は、次のように分類されます。

(1) 任期満了による選挙

すべての公職には任期があり、その任期が満了することによって行われる選挙です。そして満了日前に選挙が行われるのが通例です。

(2) 解散による選挙

衆議院と地方公共団体（県、市区町村等）の議会は、その任期の途中で解散されることがあります。解散することによってすべての議員が一斉に失職することから、新たに全員を選ぶために行われる選挙です。

(3) 設置選挙

新しく市区町村が設置された場合に、その長と議会の議員を新しく選ぶために行われる選挙です。

(4) 増員選挙

「9 選挙の種類」を参照

(5) その他の選挙

上記以外に、死亡、選挙無効、当選無効、欠員等が事由として行われる選挙があります。

12 任期は違うか。

選挙で選ばれた人は、公職として仕事をする期間を「任期」といいますが、その任期はそれぞれ違います。

衆議院議員 4年（解散あり）

参議院議員 6年（解散なし）

知事及び市区町村長 4年

都道府県議会議員及び市区町村議会議員 4年

土地改良区総代 4年

なお、補欠選挙で当選した議員は前任者の残った任期となり、増員選挙で当選した議員は一般選挙で選ばれた議員の任期と同じになります。

また、知事や市区町村長が任期満了前に退職し、選挙が行われたところ前任者が再び当選した場合の任期は、前回の残った任期しかないととなります。

13 選挙期日と公示日又は告示日はどのように決まるか。

選挙の投票日を「選挙期日」といい、前に述べた選挙の種類や選挙を行う事由などにより、法律で定められた期間内で決定されます。

また、その選挙期日を公示又は告示しなければならない日を「公示日」又は「告示日」^(※14)といい、その日も、法律で定められています。

選挙期日

	任期満了による選挙	解散による選挙	その他の選挙
衆議院議員	満了前 30 日以内	解散の日から 40 日以内	再選挙・補欠選挙 は原則 4 月、10 月 事由発生から 50 日 以内
参議院議員	満了前 30 日以内	(解散なし)	
地方の長	満了前 30 日以内	—	
地方の議員	満了前 30 日以内	解散の日から 40 日以内	事由発生から 50 日 以内
改良区総代	満了前 30 日以内	—	事由発生から 60 日 以内

公示又は告示日

衆議院議員の選挙	選挙期日の 12 日前まで
参議院議員の選挙	選挙期日の 17 日前まで
知事の選挙	選挙期日の 17 日前まで
都道府県の議会議員の選挙	選挙期日の 9 日前まで
指定都市の長の選挙	選挙期日の 14 日前まで
指定都市の議会議員の選挙	選挙期日の 9 日前まで (議会議員)
指定都市以外の市の選挙	選挙期日の 7 日前まで (長及び議会議員)
特別区の選挙	選挙期日の 7 日前まで
町村の選挙	選挙期日の 5 日前まで (長及び議会議員)
土地改良区の総代の選挙	選挙期日の 7 日前まで

※14 選挙期日の「公示日」又は「告示日」とは、選挙期日（投票日）を広く公に知らせることで、立候補の手続きや選挙運動が開始される日である。衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙は、天皇の詔書によって「公示」され、その他の選挙は、その選挙を管理する選挙管理委員会が決定し「告示」することとなる。

14 選挙の管理はどこで行うか。

選挙の事務を管理する機関として、国に中央選挙管理会、都道府県及び市区町村などの地方公共団体に選挙管理委員会があります。

これらは、選挙に関するいろいろな事務を管理するほか、選挙に関する啓発や周知を行い、選挙が公明かつ適正に行われるよう努めています。

中央選挙管理会

総務省の附属機関で、委員 5 人、任期 3 年として内閣総理大臣が任命する。

衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査に関する事務を管理する。

都道府県の選挙管理委員会

都道府県の執行機関で、委員 4 人、任期 4 年として議会の議員により選挙される。

衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、知事選挙、都道府県議会議員選挙等に関する事務を管理する。

市区町村の選挙管理委員会

市区町村の執行機関で、委員 4 人、任期 4 年として議会の議員により選挙される。

市区町村長、市区町村議会議員等に関する事務を管理し、全ての選挙等の投開票を行う。

また、選挙が行われる時は、投票所、期日前投票^(※15)所、開票所及び選挙会の事務について、それぞれ投票管理者、開票管理者及び選挙長が選挙管理委員会からその都度選任され、又は、不在者投票^(※16)については不在者投票管理者がそれぞれの事務を管理しています。

15 立会人とは何か。

選挙の場合、投票事務及び開票事務において、公正に行われているかどうかを監視するため、それぞれ立ち会いが行われます。投票立会人は 2 人以上 5 人以下（期日前投票立会人は 2 人）、開票立会人は 3 人以上 10 人以下で行われます。

また、選挙会においては、当選人決定の手続きに参加するため、3 人以上 10 人以下の選挙立会人が立ち会います。

※15 「期日前投票」は「Ⅱ-7」を参照

※16 「不在者投票」は「Ⅱ-8」を参照

Ⅱ 実践編（投票するときの大切なこと）

1 選挙の時、入場券が届いたがどうすればよいか。

選挙が行われる時は、投票所への「入場券^{※17}」が郵送されます。投票をする時に、ご自身の入場券を持って投票所にお出かけください。

必ずご自身の名前、住所を確認

（チェック）□

2 どの投票所へ行けばよいか。

選挙は、一定の区域を単位とした「投票区」を設けており、喜多方市では、現在 42 の投票区に分かれ、ひとつの投票区に 1 か所の投票所があります。

期日前投票はどこの期日前投票所でも投票できますが、投票日当日の投票は指定された投票所でしか投票できませんので、入場券の「おもて」に記載された場所で投票してください。変更になる場合があります。

必ずご自身の投票できる投票所名を確認

（チェック）□

3 投票のできる時間はいつか。

どこの投票所も午前7時から投票ができ、投票を終了する時間は午後8時となりますが、事情により早く閉じる場合があります。そのような場合にはお知らせしますが、入場券の「おもて」に記載された時間内に投票してください。

なお、期日前投票所^{※18}の時間については、喜多方市役所本庁では午前8時 30 分から午後8時まで投票できますが、それ以外の期日前投票所で投票のできる時間は異なりますので、チラシ「選挙のお知らせ」などで確認のうえお出かけください。

必ずご自身の投票できる時間帯を確認

（チェック）□

※17 入場券は、選挙の都度有権者個人あてに送付される。現在ではハガキの大きさである。

なお、忘れたり、失くしたり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば参加しなくても投票はできる。

※18 期日前投票所を設ける期間は、喜多方市役所本庁では公示日又は告示日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までの毎日、その他の期日前投票所は選挙の都度変更になる。

4 投票所に行ったらどうすればよいか。

(1) 受付

まず、入場券を「受付係」に出して、受付をしてください。

受付が終わったら、係員（市役所職員）が、次の「名簿照合係」に誘導しますのでその指示に従ってください。

(2) 名簿照合

係員が、受付が終わった入場券を選挙人名簿と照合し、投票ができるかどうか^(※19)を確認した後、次の「投票用紙交付係」に誘導します。

(3) 投票用紙交付

「投票用紙交付係」から、ひとつの選挙^(※20)につき1枚の投票用紙が交付されますので、「投票記載台」に進んでください。

(4) 投票記載台

記載する場所において、交付を受けた投票用紙に投票したい候補者の氏名又は政党等の名称を書いてください。

氏名又は名称を忘れても、記載台に掲示されているので安心です。正確に書いてください。

(5) 投票箱

投票の記載が終わったら、そのままご自身で投票箱に入れてください。

これで、投票は終了となります。わからないことがあれば係員におたずねください。

投票の原則

- ① 選挙は「投票」で行う。
- ② 投票は「一人一票」で行う。
- ③ 投票は「選挙人名簿」に登録された者が行う。
- ④ 投票は「当日、投票所」で行う。
- ⑤ 投票は当日、投票所で交付される「投票用紙」で行う。
- ⑥ 投票は「候補者一人・一つの政党等を自書」して行う。
- ⑦ 投票は「秘密」で行う。

※19 選挙人名簿に登録されていても、期日前投票などですでに投票が終わっている人や、不在者投票をするため投票用紙等の交付を受けたが、不在者投票を行わないとして投票用紙等を返還しない人は投票できない。

※20 国政選挙においては、「選挙区」と「比例区」の選挙があるので、その際はそれぞれ交付され、別々に投票することとなる。

5 投票用紙に記載できない人はどうすればよいか。

視覚障害、病気やけがなどによりご自身で書けない方は、投票所の係員が代理で記載する「代理投票^(※21)」や点字器による「点字投票」ができますので申し出てください。

6 投票日当日、用事がある人の投票

選挙期日（投票日当日）に、仕事、旅行や遊びなどで投票に行けないと見込まれる方は、「投票当日投票所投票主義」の例外として、投票日の前でも投票できる制度を利用することができます。

これには「期日前投票」と「不在者投票」の2つの方法があり、どちらに該当するかは、投票する選挙人の状況などにより異なります。

7 「期日前投票」とは何か。

喜多方市内に設けられた期日前投票所において、投票日の投票と同じく、直接投票箱に投票できるものです。ただし、当日投票の例外であることから、期日前投票のできる理由に該当することを申し立てるとともに、その申し立てが本当であることを誓う「宣誓書^(※22)」を提出しなければなりません。

期日前投票のできる期間

喜多方市役所本庁舎では、公示日又は告示日の翌日から選挙期日（投票日当日）の前日までであるが、それ以外の期日前投票所は選挙の都度異なる。

期日前投票のできる場所

喜多方市役所本庁舎ほか、市内の数か所に設置する。

期日前投票のできる時間

喜多方市役所本庁舎では午前8時30分から午後8時までであるが、それ以外の期日前投票所は選挙の都度異なる。

期間、場所及び時間については、選挙の都度お知らせする内容をよく確認のうえお出かけください。

※21 家族や友人などが代理することはできない。係員が公正に行い、その秘密は完全に守られる。

※22 「宣誓書」は入場券の裏に印刷されているので、必要事項を記入し、期日前投票所に持参のこと。入場券を忘れた場合などは、期日前投票所で配布する用紙に記入となる。

8 「不在者投票」とは何か。

選挙期間中に、喜多方市以外の市区町村に出張や旅行などで滞在している方は、滞在している市区町村の選挙管理委員会で投票^(※23)ができます。

なお、病院や施設に入院や入所されている方は、その病院等が福島県選挙管理委員会の指定した病院等^(※24)であれば、その病院等で投票することもできます。

また、身体に重度の障害のある有権者は、自宅等で投票用紙に記載し、郵便で喜多方市選挙管理委員会あてに送付する「郵便等による不在者投票」制度もあります。ただし、利用できる方は、身体の障害などが一定の障害の方や要介護「5」の方に限られており、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。

不在者投票には、以上のほか、特定の国外派遣、指定船舶での洋上投票、南極調査での南極投票などもあります。

9 外国に住んでいる場合はどうするか。

仕事、留学などで海外に住んでいる方は、在外選挙人名簿に登録^(※25)され、「在外選挙人証」を持っていれば、外国において国政選挙ができます。

投票方法は、①在外公館での投票 ②郵便等による投票 ③国内における投票 の3つがあります。

10 開票はどのようにして行うか。

投票がすべて終了し開票所に運ばれた投票箱は、開票開始時刻になると投票箱からすべての票を出して開票を始めます。

開票管理者は、投票されたそれぞれの票が、有効か無効か（投票の効力）を決定し、各候補者や各政党等別に得票の計算をして開票立会人とともに確認をし、この開票の結果をその選挙を管理する選挙長に報告します。

※23 喜多方市以外で不在者投票を行う場合は、「宣誓書（請求書）」を選挙管理委員会に提出後、滞在地などに投票用紙等一式が送付されるので、記載しないで滞在地の選挙管理委員会に持参すること。投票用紙への記載や、同封してある証明書を開封すると投票できない。

※24 喜多方市内において、福島県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどの指定病院等は、現在 15 か所が指定されている。

※25 在外選挙人名簿への登録申請は、現在住んでいるところを管轄する在外公館（大使館・領事館）へ行う。

11 投票の効力とは、具体的にどのようなものか。

「投票の効力」とは、投票が「有効」か「無効」かを決定することです。せっかく投票をするのですから、投票が無効にならないように気をつけなければなりません。無効となるのは次のような場合です。

- (1) 決められた投票用紙を使用していないもの
- (2) 二つの選挙がある場合など、投票用紙を取り違えたもの
- (3) 候補者でない人の氏名を書いたもの
- (4) 二人以上の候補者の氏名を書いたもの
- (5) 候補者の氏名のほか、他の事^(※26)を書いたもの
- (6) 自書しないもの^(※27)
- (7) どの候補者の氏名を書いたのかわからないもの
- (8) 単なる雑事や記号・符号等を書いたもの
- (9) 記載がないもの（白紙）

以上のものは、候補者の氏名を記載する選挙の場合ですが、政党等の名称を記載する選挙にあっては、(1)から(9)までの中の候補者の氏名の部分を「名簿届出政党等の名称」と読み替えてください。

なお、参議院比例代表選挙においては、非拘束名簿式^(※28)であることから、「名簿登載者の候補者の氏名」又は「名簿届出政党等の名称」のいずれかの記載となりますが、候補者の氏名と候補者と関係のない他の政党等の名称を記載すれば無効となります。

わかりやすい記載に心がけていただければ、無効投票は少なくなります。

※26 候補者の職業、身分、住所、敬称の類の記載は無効とされないが、それ以外は一切無効となる。

※27 「Ⅱ－５」に記載の投票は、自書ではないが有効である。

※28 平成 13 年の第 19 回参議院比例代表選挙から採用されたもので、それまでは当選者はあらかじめ政党等が決めた順序に従って決定されていたもの（拘束名簿式）を、名簿順位をあらかじめ決めないで個人票の得票数に応じて順位が付けられ、当選者を決定する方法である。

拘束名簿式は政党等の名称で投票することに対し、非拘束名簿式は比例代表の候補者の氏名又は政党等の名称のいずれにも投票することができる。投票された票は、どちらも政党等の得票として集計され、その政党等の総得票数に基づきドント方式という計算方式により当選人の配分が決定される。

12 無効投票の例外があります。

候補者の中に、「同一の氏名」、「同姓」あるいは「同名」の者がある場合に、例えば、その「氏」だけを記載した投票は、Ⅱ-11-(7)によりどの候補者への投票かが判断できないこととなりますが、その「氏」である候補者の有効な得票数に応じその票が按分され加算されます。そのため、稀に小数点の付く得票数が生じます。政党等に対する投票も同様です。

特定できるよう、正確に記載することが必要です。

13 当選人はどのように決定するか。

「Ⅱ-10」により開票管理者から開票結果の報告を受けた選挙長は、選挙会を開き、選挙立会人のもとで得票を点検し当選人を決定します。

衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、地方公共団体の長・議会議員の選挙

得票数の多い順に当選人となる。ただし、「法定得票数^(※29)」以上の得票がなければ当選人となることができない。

なお、得票数が同じ場合は、選挙長が選挙会で「くじ」で決定する。

衆議院比例代表選挙

選挙区ごとに政党等の得票数に比例して当選人の数を決定する。政党等の届け出た候補者名簿には当選人となるべき順位があり、その順で当選人が決定する。

なお、同じ順位^(※30)である場合は、「惜敗率^(※31)」の高い順で決定される。

参議院比例代表選挙

政党等の比例代表候補者の得票数とその政党等の得票数を合計した総得票数に比例して当選人の数を決定する。その政党等の候補者の中で、候補者の得票の多い順に当選人が決定する。

なお、得票数が同じ場合で順位を決める必要があるときは、選挙長が選挙会で「くじ」で決定する。

※29 「法定得票数」とは、有効投票総数をその選挙区の定数で割って得た数の6分の1以上の数である。ただし、地方公共団体の選挙は4分の1以上の数となる。

※30 衆議院の選挙では、小選挙区の候補者を比例代表選挙の名簿に載せることができる政党等があり、これを「重複立候補」といい、複数の重複立候補者がいる場合、順位を同じ順位にすることができる。

※31 「惜敗率」とは、衆議院小選挙区選挙での最高得票者の得票に対するその候補者の得票の割合である。

Ⅲ 実践編（選挙に出るとき大切なこと）

1 選挙に立候補するにはどうしたらよいか。

「Ⅰ-4」に記載のとおり、条件が備われば公職の候補者として選挙に出馬できます。

選挙は立候補制度がとられていますので、候補者となるためには立候補の届け出が必要となります。

本人届出

候補者になろうとする本人が、その選挙の選挙長に届け出る（衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙以外の選挙）。

推薦届出

候補者にしたい人を、候補者となる本人の承諾を得て、その選挙の選挙長に届け出る（衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙以外の選挙と土地改良区総代の選挙以外の選挙）。推薦する人はその選挙区の選挙人名簿に登録されている人である。

政党届出

一定の要件を満たす政党又は政治団体が、その選挙の選挙長に届け出るが、比例代表の場合は候補者の名簿を届け出ることとなる（衆議院小選挙区選挙・比例代表選挙及び参議院比例代表選挙の選挙のみ）。

2 立候補届出のできる期間はいつか。

届出ができるのは、その選挙の期日の公示又は告示があった日の1日間だけで、受付される時間はその日の午前8時30分から午後5時までに限られています。ただし、土地改良区の総代総選挙にあっては、告示の日とその翌日の2日間の受け付けとなります。

3 立候補届出の時に必要な書類はどのようなものか。

選挙の種類により必要な書類が異なりますので、ここでは、地方公共団体の長や議会の議員の選挙に必要なものについて触れ、国政選挙に必要な書類は省略します。

届出は「本人届出」と「推薦届出」の2つの方法による手続きがありますが、この「立候補届出書」には次のものを添付しなければなりません。

- (1) 候補者となることができない者でないことの宣誓書（共通）
被選挙権がない者は立候補が禁止されており、重複して立候補する場合や一定以上の選挙違反による立候補については制限されていますので、該当しないことを宣誓する書類です。
- (2) 所属党派証明書（共通）
届出書に政党等の名称を記載する場合の、当該政党等が発行する証明書です。
なお、無所属にあっては必要ありません。
- (3) 供託証明書（共通）
選挙の種類により、定められた一定の現金又は国債証書を法務局に預けたことの証明書です。
これは、無責任な立候補を防ぐための制度で、定められた得票数に達しない場合は没収されます。
なお、町村の議会議員の選挙にはこの制度はありません。

供託額と没収される得票数（又は没収額）

衆議院小選挙区選挙	300 万円	・ 有効得票数 $\times$ 1/10 未満
衆議院比例代表選挙	1 候補者 600 万円（重複立候補者は 1 候補者 300 万円）	・ 没収額 = 供託額 - $(300 \text{ 万円} \times \text{重複立候補者のうち小選挙区当選者} + 600 \text{ 万円} \times \text{比例代表当選者} \times 2)$
参議院選挙区選挙	300 万円	・ 有効得票数 $\div$ 選挙区の議員定数 $\times$ 1/8 未満
参議院比例代表選挙	1 候補者 600 万円	・ 没収額 = $\{ \text{名簿登載者数} - (\text{比例代表当選者} \times 2) \} \times 600 \text{ 万円}$
知事選挙	300 万円	・ 有効投票数 $\times$ 1/10 未満
都道府県議会議員選挙	60 万円	・ 有効得票数 $\div$ 選挙区の議員定数 $\times$ 1/10 未満
指定都市の長の選挙	240 万円	・ 有効得票数 $\times$ 1/10 未満
指定都市の議会議員選挙	50 万円	・ 有効得票数 $\div$ 選挙区の議員定数 $\times$ 1/10 未満
その他の市区の長の選挙	100 万円	・ 有効得票数 $\times$ 1/10 未満
その他の市区の議会議員選挙	30 万円	・ 有効得票数 $\div$ 選挙区の議員定数 $\times$ 1/10 未満
町村長の選挙	50 万円	・ 有効得票数 $\times$ 1/10 未満

- (4) 戸籍の謄本又は抄本（共通）
届出書に記載された候補者の氏名（戸籍簿に記載された本名）、本籍、住所、生年月日が正確に記載されているかを確認するための書類です。

- (5) 候補者となるべき者の承諾書（推薦届出のみ）
- (6) 推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の選挙管理委員会委員長が発行する証明書（推薦届出のみ）

4 立候補届出の手続きはどうすればよいか。

「Ⅲ-2」で述べた告示日に、郵便等によることなく、必ず文書で選挙長に届け出なければなりません。

選挙管理委員会は、届出のあった立候補届出書と立候補届出に必要な添付書類一式を審査し、記載が完全であれば選挙長が受理します。この受理された段階で正式に当該選挙の候補者となります。

受理された後、候補者として選挙運動を行う時に必要となる選挙の七つ道具^{（※32）}が交付され、また、出納責任者の選任や選挙事務所の設置届出などの諸届出書を提出して終了となります。

なお、立候補届出書は戸籍簿の氏名（本名）を記載しなければなりません。が、本名に代わる広く通用されているもの、いわゆる通称を使いたい場合は、通称認定申請書の提出が必要となります。このことは、本名を仮名書きする場合であっても認定を必要とします。

通称が認定された場合は、次のものに使用することになる。

- ① 候補者届出等の告示 ② 新聞広告 ③ 政見放送 ④ 経歴放送 ⑤ 選挙公報
- ⑥ 投票記載所の氏名等の掲示

5 「選挙運動」は自由にできるか。

立候補した以上、ご自身の政見^{（※33）}や政党等の政策^{（※34）}などを訴えて当選を目指したいものです。

それらの選挙運動にはお金がかかりますが、その大小によって当選・落選が決まっては、本来の政治が期待できるかどうか疑問になります。そこで、公職選挙法では、選挙が公正で公平に行われるよう一定のルールを設け、候補者が平等に選挙運動をできるように決められています。

※32 選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、自動車・船舶乗車（船）用腕章、選挙運動員用腕章、街頭演説用標旗及び個人演説会立札等表示板を、俗に「選挙の七つ道具」といい、これらがないと運動ができない。なお、このうち選挙事務所の標札と個人演説会立札等表示板は国政選挙及び知事選挙にのみ交付される。

※33 「政見」とは、政治を行う上での意見や見解、考え方をいう。

※34 「政策」とは、政党等などの施政上の方針や方策をいう。

6 選挙運動はだれでもできるか。

選挙運動は、年齢満 18 歳未満や公民権が停止されている人はできません。また、選挙の公平を期するため、次の人は例外的に禁止され又は制限されます。

- (1) 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長など）の禁止
- (2) 特定公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、警察官、徴税吏員など）の禁止
- (3) 選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者の禁止
- (4) 公務員等及び教育者の地位利用による制限
- (5) 公務員の政治的行為の制限

7 選挙運動はいつでもできるか。

「Ⅲ-4」で述べた立候補の届け出が受理された時から、選挙期日（投票日）の前日までしかできません。ただし、この期間中であっても、選挙運動用自動車（選挙カー）などによる連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までの間でしかできないという制限があります。

つまり、立候補届出が受理される前の選挙運動^(※35)や投票日当日の選挙運動^(※36)は禁止されています。

※35 立候補届出が受理される前に行う選挙運動を「事前運動」といい、立候補の準備や選挙運動の準備行為以外は一切禁止されている。したがって、選挙運動期間以外に投票を依頼することはできない。

※36 例外として、選挙ポスターを前日のまま貼り出しておくことや選挙事務所の立札などを掲示することは、投票日当日に認められる選挙運動である。

8 選挙運動にはどのような方法があるか。

選挙運動には、大きく分けて「文書図画^(※37)」と「言論」によるものがあります。文書図画によるものは、次のとおりです。

頒布して使用できる文書図画

- ・ 選挙運動用通常葉書

記載内容に特段制限はないが、枚数に制限がある。手渡しすることはできない。

- ・ 選挙運動用ビラ（地方公共団体の議会議員選挙では認められていない。）

記載内容に特段制限はないが、種類、大きさ、枚数及び頒布方法に制限があるものがある。散布はできない。

- ・ 新聞広告

選挙により回数、掲載寸法は異なるが、掲載場所は定められており色刷りは認められない。どの新聞に掲載するかは自由に選べる。これ以外は新聞を利用できない。

- ・ 選挙公報

候補者の氏名、経歴及び政見、あるいは政党等の名称、政策などを掲載したもので各世帯に届けられる。

掲示して使用できる文書図画

- ・ 選挙事務所におけるポスター、立札、看板など

記載内容、大きさ、数量に制限がある。

- ・ 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けるポスター、立札、看板など

記載内容、数量に制限はないが、大きさに制限がある。

- ・ 演説会場でのポスター、立札、看板など

会場内部にあっては特段制限がないが、会場の外では大きさ、数量に制限がある。

- ・ 候補者が使用するたすき、胸章・腕章など

記載内容、大きさ、数量に制限はない。

- ・ 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区、参議院選挙区及び知事の選挙のみ）

記載内容は告知するためのものであり、大きさ、数量に制限がある。

- ・ 選挙運動用ポスター

記載内容に特段制限はないが、大きさ、枚数に制限がある。

※37 「文書図画（ぶんしょとが）」とは、文字や記号、絵、写真などが記載された印刷物などすべてをいい、使用できるものに制限があり、大きさ、数、使い方などが定められている。

なお、「選挙公報」は、衆議院議員、参議院議員及び知事選挙においては「義務制選挙公報」であり、都道府県議会議員選挙にあっては都道府県の、市区町村長及び市区町村の議会議員選挙にあっては市区町村の自主的判断により、条例において定め、それに基づき発行する「任意制選挙公報」とされております。

義務制選挙公報は投票日の2日前までに各世帯に届けられますが、喜多方市では市長及び市議会議員選挙にあっては選挙期間が短いことから、投票日の1日前までに届けることを条例で定めています。

選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原稿のまま写真に撮り印刷し配布しますが、無投票の場合は選挙公報が発行されません。

さらに、言論によるものとしては次のようなものがありますが、一定の制限が設けられています。

演説会

候補者が開催する「個人演説会」と政党（等）が開催する「政党（等）演説会」があり、それ以外の演説会は禁止されている（参議院比例名簿届出政党等はできない）。

街頭演説

定められた標旗を立てた場所にとどまって演説することができるが、時間が午前8時から午後8時までに限られ、駅構内や病院など禁止される場所もある。

連呼行為（※38）

演説会の会場、街頭演説の場所、選挙運動用自動車（船舶）上で行うことができ、駅構内や病院など禁止される場所もある。

政見放送・経歴放送

候補者の政見及び候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を、テレビやラジオにより放送及び紹介する。

なお、上記以外にも言論によるものとして、「個々面接」（※39）、「幕間演説」（※40）、「電話」などで投票を依頼する選挙運動ができます。これらは、選挙運動期間中であれば、だれでも自由に行うことができます。

※38 「連呼行為」とは、短時間に同一内容の短い文言を、連続して繰り返し呼称すること。

※39 「個々面接」とは、街頭などでたまたま出会った人に投票を依頼すること。ただし、自分から訪ねる場合は「戸別訪問の禁止」にあたらぬものをいう。

※40 「幕間演説」とは、街頭以外の場所で、演説会ではない集会や参集している所で演説（投票依頼）をすること。ただし、演説することをあらかじめ周知する場合は演説会とみなされる。

言論の中で特に気をつけなければならないのは、投票依頼などのための「戸別訪問」が禁止されていることです。二戸以上の訪問や、会社・工場等の訪問が戸別訪問にあたり、演説会などの開催や特定の候補者・政党等の名称を、戸別に言い歩く行為も戸別訪問となります。

9 インターネット等による選挙運動はできるか。

平成 25 年 4 月に公職選挙法が改正され、インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁され、選挙運動用の文書図画としての頒布ができるようになりました。

ただし、ウェブサイト等^(※41)を利用する場合と、電子メール^(※42)を利用する場合とでは、内容が異なりますので注意が必要です。

ウェブサイト等を利用した選挙運動

有権者であればだれでもできるが、ホームページなどの画面を印刷して頒布することはできない。当然、18 歳未満の者や選挙運動期間以外の選挙運動は禁止されている。

電子メールを利用した選挙運動

候補者や政党等に限りでき、有権者はできない。また、有権者は、候補者や政党等から送られた選挙運動用電子メールを転送することや電子メールの画面を印刷して頒布することもできない。

インターネットによる「投票」とは違うことに注意が必要です。

※41 「ウェブサイト等」とは、インターネット等のうち電子メールを除いたもので、ホームページ、ブログ、SNS（ツイッター、フェイスブック、LINE 等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）などをいう。

※42 「電子メール」とは、SMTP 方式（全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式）や電話番号方式（携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式）をいう。

10 選挙運動のとき、食べ物・飲み物は提供できるか。

選挙運動に関する飲食物は、だれが、どのような名目であっても提供することはできません。ただし、湯茶と通常用いられる程度の菓子や、選挙運動員及び労務者に限り一定の数と単価の範囲内で弁当の提供はできます。

したがって、候補者が運動員等の慰労のための提供や、第三者が候補者等に対し選挙運動の激励、いわゆる「陣中見舞」として届けることは禁止されています。

11 選挙運動では、お金をいくらでも使えるか。

選挙運動に使えるお金は法定制限額として選挙ごとに定めています。

資金力の大小により公正が失われないよう、また、お金のかからない選挙となるよう一定の限度を設け、この額を超えて支出することができません。

そして、各候補者の出納責任者は、すべての収入、支出及び寄附について収支報告書を作成し、選挙管理委員会に提出しなければなりません。選挙管理委員会は、この要旨を公表することとなります。

12 「寄附」をすることは禁止されています。

公職選挙法上の「寄附」の定義は、社会通念上の寄附の観念より広く、金銭以外のものでも寄附とされる名目のものが多くあります。

公職の候補者等^(※43)は、選挙の有無に関わらず、選挙区内のものに寄附はできません。また、公職の候補者等に対し、寄附を求めてもいけません。

公職の候補者等は、どのような名義・名目であっても、次の特定の場合を除き、冠婚葬祭での贈答、餞別、社会福祉施設への寄附などすべての寄附が禁止されています。

- (1) 政党等に対してする場合
- (2) 候補者等の親族^(※44)に対してする場合
- (3) 候補者等が専ら政治上の主義・施策普及のため、選挙区内で行う講習会等の集会でやむを得ない実費の補償としてする場合

また、政治家の後援会や関係会社が政治家の名前を表示した寄附も禁止されています。

※43 「公職の候補者等」とは、公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）をいう。

※44 「親族」とは、民法上と同様、六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいう。

総務省はじめ選挙関係機関は、明るい選挙、きれいな選挙、お金のかからない選挙のために、「三ない運動」を推進しています。

- (1) 贈らない（政治家は有権者に寄附を・・・）
- (2) 求めない（有権者は政治家に寄附を・・・）
- (3) 受け取らない（政治家から有権者への寄附は・・・）

政治家の寄附禁止の対象となる具体例

- ・ お中元、お歳暮 ・ 入学祝、卒業祝、結婚祝、出産祝 ・ 病氣見舞い
- ・ お祭りへの寄附、差し入れ ・ 運動会、スポーツ大会等への差し入れ
- ・ 町内会の集会、旅行等の催し物への寸志、差し入れ
- ・ 落成式、開店祝等の花輪 ・ 葬式の花輪、供花
- ・ 祝儀、香典（本人自ら結婚披露宴、葬式に出席し、その場で提供する場合罰則は適用されない。）

Ⅳ 参考編（絶対してはならないこと）

1 選挙違反は犯罪になります。

選挙に関する犯罪には、道徳に違反するものと、命令や禁止規定に違反するものとがあります。

また、候補者の違反ばかりでなく、候補者と一定の関係にある者の違反により連座制^{（※45）}が適用となり、当選無効や選挙権及び被選挙権が一定期間停止される場合があります。

2 選挙犯罪の主なものはどのようなものか。

- (1) 買収罪～金銭・物品・職務の供与、供応接待、またそれらの約束
- (2) 利害誘導罪～一種の買収罪で直接の利害関係を利用した誘導
- (3) 選挙妨害罪～暴行・威迫、交通・集会の妨害等の自由妨害、虚偽事項の公表、偽名通信
- (4) 投票に関する罪～詐偽の名簿登録、虚偽宣言、不正投票、詐欺投票、投票の秘密侵害、投票干渉

※45 「連座制」とは、選挙運動の総括主宰者、出納責任者、候補者の親族等が一定の選挙犯罪で刑に処せられた場合、たとえ候補者が関わっていてもその責任を問う制度である。

V おわりに

選挙については、その選挙の種類によって異なるところがあるため分かりづらいことや、制度が複雑で理解しづらいことがたくさんあるのではないかと思います。

また、何気なしに行なったことが法令等に違反し、自身ばかりか、候補者の選挙権にまで影響を及ぼしてしまう結果となる場合があります。

今回みなさまにお知らせしたのは、選挙に関するごく一部であり、公職選挙法ではもっとたくさんの決め事がもっと細かく定められています。

選挙をよく知り、正しく理解して積極的に政治参加することが、自分たちのよりよいくらしやこれからの社会づくりにつながるようになります。

常に、政治や選挙に関心をもって、家族や友だち、地域の方々と話し合い、学び合いながら、少しずつ知識を身につけ、自身で考え、自身で判断し行動することが、より健全な民主主義社会を築く結果になるのではないのでしょうか。

投票することは、最も大切なことなのではないのでしょうか。

